

## 土地改良区施設管理費高騰対策補助金交付要綱

令和4年11月8日付け農整第666号  
令和5年6月6日付け農整第317号  
令和5年12月1日付け農整第809号  
令和6年4月1日付け農整70号  
令和6年12月19日付け農整第946号  
令和7年12月22日付け農整第897号  
令和8年1月20日付け農整第955号

### (趣旨)

第1条 県は、エネルギー価格高騰による影響を緩和し、県内の土地改良施設の機能の安定的な発揮を図るため、岐阜県土地改良事業団体連合会（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において土地改良区施設管理費高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (2) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (3) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (5) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用してしている法人

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

補助対象事業	県内の土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）が農業用排水機場等の土地改良施設に使用した電気料金及び諸油脂費のうち、高騰分（別紙により算定した額）を補助する事業であって、補助事業者が実施するもの
補助対象経費	(1)土地改良施設に使用した電気料金及び諸油脂費の高騰分の財源に充てるため、補助事業者が土地改良区等に補助する場合に要する経費 (2)補助対象事業に要する事務費
補助金の額	(1)定額（別紙により算定した額） (2)定額（ただし、1施設あたり5千円を上限とする。）

（交付の申請）

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

2 補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率（0.5）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第5条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助金の額の増額又は減額以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 間接補助を行う場合は、間接補助事業者が第2条各号に該当しないこと。

（実績報告）

第6条 実績報告書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は、補助対象事業の完了日から30日を経過した日とする。

2 実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕

入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第4号により、速やかに（当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合にあつては、額の確定のあった日の属する年の翌年5月31日までに）、知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による報告があつた場合は、補助事業者に対し、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付方法等）

- 第7条 補助金は、補助金の額の確定後に交付する。ただし、知事が補助対象事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができるものとする。
- 2 前項ただし書の規定により概算払により交付を受ける場合の請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

（暴力団の排除）

- 第8条 規則第4条の申請があつた場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（書類、帳簿等の保存期間）

- 第9条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（書類の提出部数等）

- 第10条 この要綱により知事に提出する書類の部数は、各1部とする。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月19日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月22日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月20日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金に適用する。

(別紙) 補助金の算定方法

- 1 補助金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

$$\text{補助金の額} = \text{エネルギー料金の高騰分} \times 0.5$$

- 2 エネルギー料金とは、電気基本料金、電力量料金、燃料費調整料金及び諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）をいう。
- 3 エネルギー料金の高騰分とは、次の(1)から(4)までを1月ごとに計算し、合計した額をいう。

- (1) 電気基本料金

$$(\text{A期間の各月の料金}) - (\text{B期間の各月の料金})$$

- (2) 電力量料金

$$(\text{A期間の各月の料金}) - (\text{B期間の各月の料金})。ただし、A期間の同月と同等の電力量を使用したものとして算出した料金)$$

- (3) 燃料費調整料金

$$((\text{A期間の各月の単価}) - (\text{B期間の各月の単価})) \times (\text{A期間の電力使用量})$$

- (4) 諸油脂費

$$((\text{A期間の各月の単価}) - (\text{B期間の各月の単価})) \times (\text{A期間の諸油脂使用量})$$

※A期間：令和7年6月から9月まで

※B期間：令和3年6月から9月まで

ただし、農業水利施設省エネ推進事業費補助金（令和8年1月20日付農整第953号）の交付を受ける施設は、当該補助金における高騰分を除く。

- 4 前項の計算において、差し引いた額が0を下回る場合は、当該月の高騰分は0として合計する。
- 5 国又は他の地方公共団体から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金（以下「他補助金」という。）を受けている場合の補助金の額は、第1項の算定式により得られる額又はエネルギー料金の高騰分から他補助金の額を減じた額のうち、いずれか小さい方の額とする。